

保振社投 23 第 93 号
保振株業 23 第 103 号
平成 23 年 6 月 30 日
株式会社 証券保管振替機構

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「社債等に関する業務規程施行規則」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債の利子の非課税措置等を内容とする「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 82 号）の施行に伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程施行規則」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

2 改正の概要

- (1) 公共法人等の定義に、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「租特法」という。）第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける特定寄附信託の受託者を追加するための所要の改正を行う。（社債等に関する業務規程施行規則第 1 条第 2 項第 3 号）
- (2) 租特法第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける特定寄附信託の信託財産に属する公社債の権利を記録すべき区分口座を定めるための所要の改正を行う。（社債等に関する業務規程施行規則別表 2）
- (3) その他、所要の規定の整理を行う。（社債等に関する業務規程施行規則第 1 条第 2 項第 10 号ハ、規則別表 2 及び株式等の振替に関する業務規程施行規則第 15 条の 2、規則第 263 条、規則別表 2）

3 施行日

平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

以 上